

キリスト者学生会北陸地区協力会規約

第1条（名称）

本会は「キリスト者学生会北陸地区協力会」と称し、宗教法人キリスト者学生会を構成する。

第2条（事務所の所在地）

本会は事務所を北陸地区担当主事自宅に置く。

第3条（信仰基準）

本会の信仰基準は、宗教法人キリスト者学生会の統一信仰基準とする。

第4条（目的）

本会は、北陸地区におけるキリスト者学生会の働きを支援し、協力することを目的とする。

第5条（会員）

1. 本会の会員は、団体会員（教会及び団体）と個人会員（卒業生会及び一般）とし、本会の目的に賛同し、第3条の信仰基準を受け入れたものとする。
2. 卒業生会は個人会員からなり、学生伝道支援と卒業生同士の交わりの形成を目的とする。

第6条（総会）

1. 総会は本会の最高議決機関であって、運営委員の選出、活動方針の決定、予算・決算の承認、その他本会の目的達成に必要な事項の審議および決議を行う。
2. 総会は毎年1回定期に開き、運営委員会が必要と認めたときに、臨時総会を開くことができる。
3. 総会の定足数は、委任状を含めて、会員数の4分の1とする。
4. 総会には、学生もオブザーバーとして出席できる。

第7条（運営委員会）

1. 運営委員会、総会で選出される委員長、副委員長、書記、および会計等の若干名の委員よりなる。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 運営委員は、本会の活動の計画、その遂行、会員の入退会の承認、また財政管理をする。

第8条（財政）

1. 本会は、献金その他の収益をもって運営される。
2. 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日とする。

第9条（補則）

1. この規約は、1995年6月13日より、これを発効する。
2. これを変更しようとするときは、運営委員会および総会の議決を経なければならない。